

「改訂:新しい活動のガイドライン」

今回、8月27日から9月30日までの約1ヶ月にわたる緊急事態宣言発令下の活動停止で皆様にはご迷惑をおかけいたしました。今後解除後に、子どもたちや若者の活動の場・居場所を維持し、守り、運営できればと考えています。様々に切迫する時代、社会情勢で、教育状況の時に、今こそ「社会教育」の力が必要であると考えています。団体としては、コロナ対策を引き続き緩めることなく徹底しつつ、活動の機会を維持したいと考えています。これまでご協力いただきましてありがとうございます。

前提として

- ①参加されるプログラムや付随する対面活動に関して、全ての関係者・参加者さまは年齢や地域や状況とわず保護者さまの同意を得てください。参加されることは、同意されるものとします。
- ②参加される意欲がある方は、日頃よりの行動・生活・人との接触・手洗いうがいの励行などに気をかけて生活を努めてください。
- ③クラスター感染が多く報告されているカラオケや密状態での6人以上の会食などが本人または家族の中で、2週間以内にあった場合は参加を控えてください。また、この事例の他にも何か懸念される事項がある場合も同様の対応をお願いします。
- ④日帰りプログラムは2日前からの体温経過・体調申告にご協力をお願いします。宿泊を伴うものに関しては、全て5日前からの体温経過・体調申告にご協力をお願いします。
- ⑤団体として個人の活動の制限を静止するようなことは、よっぽどな情報がない限りは致しかねますので、個人でしっかり判断や注意喚起・行動の抑制などを行っていただき、参加される方に心配や不安がいかないような活動への参加や取り組みを引き続きお願いします。

ガイドライン(第9報/変更箇所を赤字で表示)

①適切な感染防止策を実施しております。

- 入退場時の制限や誘導の実施を行います。
- 待合場所等における密集の回避とソーシャルディスタンスの声かけを徹底して行います。
- 飲食時や建物内への入場時、移動終了時などの様々な場面での手指の消毒の**徹底**
- 食事時の手洗いうがいの徹底
- 不織布**マスクの着用(移動時徹底)
- 熱中症対策との兼ね合いで、自転車・山登りなどの活動で透明マスクを団体から支給し、着用します。
- 当日の非接触検温計での検温・記録を行います。宿泊時は夜と朝にも実施。
- リーダーも子どもたちにも**2日前**からの行動記録記入をお願いします。(キャンプは**5日前**から)
- 集合して話をする時間の短縮を実施いたします。
- 無理に公共交通機関を使わず、大型観光バスなどで移動し、他の人との接触機会を減らします

②プログラム外でも極力、対策を呼びかけています。

リーダーたちの交流等を極力控えるように呼びかけております。これまでの制作に関する作業時間なども対策をお願いしたり、プログラム外も対策をお願いしています。国や都道府県・市町村が設ける措置が厳しい際は、作業の各家庭での実施などを徹底いたします

ガイドライン(第9報)

③適切な行動管理の呼びかけ

当団体のプログラムに参加するリーダーにはプログラム開始1週間前の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理の呼びかけを行っています。

→参加される意欲がある方は、日頃よりの行動・生活・人との接触・手洗いうがいの励行などに気をかけて生活を努めてください。特に、クラスター感染が多く報告されているカラオケや密状態での6人以上の会食などが本人または家族の中で、2週間以内にあった場合は参加を控えてください。また、この事例の他にも何か懸念される事項がある場合も同様の対応をお願いします。

④定員の設定と定員以外の行動

各プログラムの定員を通常より下げて対応しています。リーダーたちも安全に支障がない程度にお願いしています。ミーティングなどもオンラインに切り替えつつ、対面を希望する場合は、時間の制限や座席の社会的距離をとる、ミーティング会場の定員の順守(コロナ対策で人数に制限があり)また、上限人数に満たないプログラムであっても、形態や場所によってリスクが異なることに十分留意しております。

こども参加申し込み数	リーダー参加人数	合計数
3人～5人	8人～10人	最大15人まで
6人～10人	10人～12人	最大22人まで
11人～15人	～20人	最大35人まで
15人～20人		最大40人まで
20人～30人	～25人	最大55人まで
40人	～30人	最大70人まで

当面はリーダーも含めて上限として、**全体数を75人(第8報)から定員を絞り70人**までとします。プログラムの性質などを鑑みて、人数の増減はありますが、順守するように徹底します。

⑤参加者の情報・行動・体調管理

参加者の名簿を作成する他に、提出書類として、最低でも前日の行動記録・検温記録・体調記録・連絡先の記載等をお願いし、団体で管理をしています。また、自主申告ですが、申告していただき不安などを発言する環境も整えています。また、コロナウイルスと他の症状の見極めをつけるために、詳細な体調や既往歴の記載もお願いしています。

⑥⑤の情報を得るにあたり、団体としても団体利用規約の個人情報保護を徹底しています。

団体の利用規約にある通り、団体としての上記のような情報を得ても、第三者機関に発信することはありません。また、発症者がいた場合は、速やかに上記情報を信用のできる公的行政機関への開示はいたします。把握しておいてください。

⑦施設とも打ち合わせや対策を徹底しています。

全般的な事項や内容を施設管理者等と協力・役割分担を行い、適切な感染防止策を参加者が、感染防止対策が講じられているか確認することができるようにしております。

⑧参加者の中で感染者が出た場合

参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合は、滋賀県の帰国者・接触者相談センターに相談するよう促しつつ、団体としても滋賀県の帰国者・接触者相談センターに相談し、参加者への連絡体制を整えた上で、発信する。

- ・ 行動履歴の確認
- ・ 近隣の医療機関、該当参加者の保護者に連絡
- ・ 最終の検査や確認が終わるまで活動の停止
- ・ **また、活動当日に出た際の対処方法に沿って、その場も運営します。**

⑨参加者/リーダーへの依頼

事前に体調確認書提出書類または【ネットからの申告】提出時に、参加者に以下の事項に該当する場合は、参加を見合わせてください。また、その他に下記条件に該当する場合は参加などを控えてください。

→ご家族の同意がない場合(リーダーも含む)

団体としては今季、ご家族の同意を得られない場合方にむけて、オンラインでの活動場所や居場所の提供は行っています。企画などをするリーダーにもご家族の理解は大前提で、理解が得られない場合は企画自体をこどもたちに迷惑がかかる前に、辞退するようにお願いをし、そうした方々のオンライン企画の場所や環境を提供しています。

→ご家族、ご本人が体調がよくない場合

(例：発熱・咳・咽頭痛・味覚障害などの症状がある 場合)

→ご家族、ご本人または関わる場所にて新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合

→上記のような症状の方と参加日の14日以内に濃厚接触がある場合

→同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

→過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(10)マスク着用を拒んだり、提出書類の内容の欠落・未提出などがある場合

マスク着用、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒、会場内の混雑防止のための行動、提出書類の提出などをこばはまれる方に関しては、参加制限する場合があります。**お子さんの中で嫌がられる場合は、保護者の方に適切な指導をお願いすることもあります。**

(11)屋内のソーシャルディスタンスの徹底

参加者、リーダーたち等との距離（できるだけ2m以上）を極力確保します。（障害のある方等の誘導・介助を行う場合を除く）対面で食事をしないようにする。常時換気を実施します。

バス・新幹線などはエンジン稼働時は常に喚起されているバス・新幹線です。

(12)声のボリュームについて

大きな声での会話を極力控えます。

(13)終了後の発症について

プログラム終了後**5日以内**に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、保健所が実施する行動履歴等の調査への協力を要請。当団体の管理している情報の公的機関への開示をいたします。

(14)プログラム前後のミーティングについて

リーダーさんに関しては、プログラム前後のミーティングや懇親会等における「三つの密」の回避をお願いします。また、飲食を伴う懇親会は極力控えるようお願いしています。

(15)共用物品・設備の消毒を実施します

こどもたちが使うものや、リーダーが共用して使うものは、極力少ないですが、使うものがある場合は、煮沸・消毒を徹底いたします。他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にします。施設の場合は複数の人の手が触れる場所・物品を適宜消毒。特に、手や口が触れるものは、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を実施いたします。また、大前提として物品を触る前に本人たちの手指の消毒を徹底します

(16)プログラム時に関して

運営・開催・運営に当たったの留意点、感染リスクを圧縮しつつ、これまでの感染リスクを減らす対応は常時実施いたします。参加者の検温（非接触型）や体調確認を行い、記録いたします。他にも、様々な面でみなさまのご協力をえながら常時の体調管理を徹底して、コロナ対策に抜かりのないように団体として実施します。

(17)万一、活動中にご本人が陽性となられた場合に関して

団体として、活動中に感染者が出た場合に関しては、すぐに感染の疑いのある方の保護者様と連絡を取り、原則的には現地まで迎えに来ていただきます。その費用に関しては、参加者様負担です。その上で、感染者以外に関しては活動の中断なども視野に検討いたします。その際も団体の利用規約に則り、返金はありません。また、感染者氏名などは絶対に公表しません。参加される方も感染者が出たことや、感染者氏名など別の案件を口外されたり、拡散されることは刑法でも禁じられている通り、罰せられる事項ですのでお控えください。万が一、そうした事態があった場合は県や司法機関に通報いたします。

(18)滋賀県の”感染予防対策実施宣言書”に基づいた対策を徹底しています

団体として、県の提示している感染予防対策実施のお願いの事項に関して、全て対応し、対策を徹底しています。私どもは、感染予防対策実施していると宣言いたします。

(19)滋賀県の”もしサポ滋賀”に登録をお願いします。

QRコードで登録できます。

(20)中止や活動休止の判断について

①国または滋賀県独自の緊急事態宣言・措置の発令

②施設の許可が得られない場合

のすべての条件がクリアされることが条件で実施し、何かの条件が発生する場合は、原則的に中止いたします。団体として実施前に中止する場合で費用を頂いている場合は、特別返金の対象とします。

□(21)団体として3人以上(3人含む)で集まる活動がある場合

本ガイドラインの(21)までの項目のすべてをクリアできているかを確認して、実施していただきます。その最終判断は、団体運営幹部が行います。団体運営幹部が知らない場所で、当団体の活動や活動準備・懇談会がなされていても団体のルールを違反した行為として、感知致しません。責任も取れません。

□(22)ワクチン接種後の活動の対応について

①ワクチンを接種した後も、当団体のガイドラインに従ったコロナ対策は徹底していただくようお願いいたします。不織布マスクの着用や手指の徹底した消毒、清潔な手指の状態でのうがいの励行は引き続き徹底してください。

②ワクチン接種後の運動・活動参加については、1回目・2回目に関わらず接種日から4日間は活動の参加を禁止します。厚労省の報告では「特に若い方（中でも男性に多い）では、接種後4日目くらいから心筋炎が報告されています。報告では軽症例のみとなっていますが、不整脈などで突然死する可能性が指摘されています。接種後胸部症状がある方は、特に症状が消失するまでは激しい運動はお控えください」とあります。このことから接種日・禁止期間と活動日が被る場合は、適切に予定調整をお願いします。

③現在、当団体の学生たちも大学やご家族の職域接種会場や地域の接種会場にて、ワクチン接種が進んでいます。しかし、進んでいるからと油断するのではなく、引き続きコロナ感染陽性者0人を維持できるよう心がけ、常日頃から徹底した活動を実施していきます。

④ワクチン接種状況の確認は、団体幹部のみが行い口外することはありません。こどもたちや保護者・リーダーたちに大々的に確認することは控えます。中にはアレルギーや副反応のことで、ワクチン接種ができない方もおられる場合があります。推奨はしますが、団体から接種の有無を確認することは、政府の新しい方針(ワクチンパスポートの策定など)が出るまでは、控えさせていただきます。加えて、皆さんもそうした発言や確認を大きくすることは、余計な大きな混乱を有無要因になりますので、控えるようにしてください。

⑤ワクチン接種後・ワクチン接種前共に活動時に副作用やコロナに関する事柄が誘引した事柄も含めて起きた事柄や怪我・反応・事故があっても団体としての責任は一切負うことはありません。これは参加された方が十分に理解し、参加することで同意したこととします。

(22)最後に

様々な対策をとっていますが、対策には限りがあります。最後は、みなさまのご協力とモラルだと思います。1番はご本人たちが健康に日々を過ごされることが大切です。規則正しい生活を心がけ、参加前は極力周りの人に迷惑をかけないように考えた行動を行い、視野を広くまわりのことも考えれば、それほど難しい制限はないと考えます。視野を広く、正しい情報の収集が求められます。情報を拡散する場合は、様々な立場の人がいることもよく考えて、発信するように心がけるべきだと思います。すべての人が様々な葛藤の中、決断をして動いていることも尊重すべきであるとも思います。そうした正しい行動規範マニュアルはありません。自分たちで考えて、行動してこそ、生きる力だと私は思います。

皆さんで協力して、子どもたちや皆さんの笑顔が輝く一日を広げていきたいと思いますので、引き続きみなさまのご協力をお願いします。

引用

- ・滋賀県ホームページ
- ・cone 自然体験活動推進協議会ホームページ
- ・Jon 一般社団法人日本アウトドアネットワークホームページ
- ・滋賀県社会福祉協議会ホームページ
- ・内閣府ホームページ

などのサイトより引用文献を抽出し、団体の活動に適合して、団体独自のルールも設けつつ、第8号までの活動を振り返り策定したガイドラインです。